



11月12日から11月25日までは「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許される行為ではありません。我慢せず、信頼できる人や場所に相談しましょう。期間中は役場にてパープルライトアップを実施します。

問 子ども家庭センター 子ども家庭係 ☎356-6711

11月は児童虐待防止推進月間です

虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時や、ご自身が妊娠・出産、子育てに悩んだときには、児童相談所や町の相談窓口に連絡してください。

●“しつけ”と“虐待”はちがいます

“しつけ”の場合

保護者は、子どもの育ちにとって、良い関わり方などの助言を受け入れることができます。

“虐待”の場合

保護者は、周囲の助言を受け入れず、虐待にあたる関わり方を変えようとしません。

こどもや保護者にこんなサインが見られませんか？

こどものサイン

- ・こどもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
- ・不自然な傷や打撲のあとがある
- ・衣類やからだがいいつも汚れている
- ・表情が乏しい、活気がない
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる

保護者のサイン

- ・地域などと交流が少なく孤立している
- ・小さいこどもを家においたまま外出している
- ・こどもの養育に関して拒否的、無関心である
- ・こどものけがについて不自然な説明をする

虐待は大きく4つに分けられます

身体的虐待	ネグレクト(養育の拒否・保護の怠慢)
殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、戸外に閉め出すなど体に傷あとが残ったり、生命が危うくなるような行為など	食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気をしても病院を受診させない、家に閉じ込める、同居人による虐待を放置するなど
心理的虐待	性的虐待
言葉によるおどしや脅迫、無視する、きょうだい間の差別的な扱い、子どもの前で配偶者などにDV(暴力、暴言など)行為を行うなど心に不安や恐怖を与えること	性的ないたずらや性行為の強要、ポルノグラフィーの被写体にする、性交を見せるなど

●虐待かなと思ったら・・・

迷わず役場などの関係機関に連絡(通告)してください。連絡(通告)した人の秘密は法律で守られています。あなたの通告で救われる命があります。



●連絡・通告先

【宮城県中央児童相談所】 ☎784-3583
 【児童相談所全国共通ダイヤル】 ☎189(24時間)
 【利府町子ども家庭センター】 ☎356-6711※

※夜間でも可。夜間の場合は守衛室に電話がつながります。児童虐待の連絡である旨と連絡先を守衛に伝えてください。

●子育てに関する不安や悩みがあったら・・・

子育ては思うようにいかないものです。不安や悩みを一人で抱えこまず、お気軽にご相談ください。

問 子ども家庭センター 子ども家庭係 ☎356-6711

11月は「乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間」です

乳幼児突然死症候群(SIDS)とは、それまで元気だった赤ちゃんが、睡眠中に突然亡くなってしまう原因不明の病気です。SIDSは、12月以降の寒い季節に発生しやすいと言われているためこれからの季節は特に注意が必要です。

★SIDSから赤ちゃんを守るポイント★

- ①うつぶせ寝は避けて、仰向けで寝かせる ②妊婦や赤ちゃんの周囲の大人はタバコをやめる ③できるだけ母乳で育てる

問 子ども家庭センター 親子保健係 ☎356-6711

産後ケア事業を大幅拡充！「利用券」を各種類7枚ずつ、合計21枚交付します

町では、出産後1年未満のお母さんとお子さんを対象に、安心して子育てできるよう、助産師等の専門スタッフによる授乳相談や育児相談などができる「産後ケア事業」を実施しています。10月より、利用券の交付枚数を大幅に増やしました。9月末までに申請済みの方も追加交付の申請ができます。この機会にぜひご利用ください。

対象者：出産後1年未満の母子

サービスの種類	令和8年9月30日まで	令和8年10月1日から拡充
訪問型	3種類 合計7枚交付	7枚
デイサービス型	※令和8年9月30日までに申請された方で、追加交付希望の方は、下記の追加交付申請フォームからお申し込みください。	7枚
宿泊型		7枚

～産後ケア実施の例～

- ①心身の相談(保健相談)
- ②授乳指導および乳房ケア
- ③沐浴指導
- ④育児相談
- ⑤お母さんの休息 など

利用者の声

- ・育児の不安が減った
- ・授乳相談ができて良かった
- ・赤ちゃんの体重を計ってもらえて良かった
- ・ゆっくり休めた



▲ホームページ
事業の詳細内容は
こちら



▲申請フォーム
初めて産後ケアの
申請をする方は
こちら



▲追加交付申請フォーム
すでに利用券を
7枚交付されている方で、
追加交付希望の方はこちら

問 子ども家庭センター 親子保健係 ☎356-6711

「子育てボランティア」養成講座を開催します!!

子育て支援事業のボランティアをしてみませんか？ぜひご参加ください。

- と き 11月11日(水) 午前9時30分～午前11時30分
- と ころ 利府町社会福祉協議会 会議室
- 内 容 子育て支援事業の概要と子育てボランティアについて
※受講後、別日にボランティア活動の見学と実技を2回、実施しますのでご参加ください。
※日程が難しい場合はご相談ください。調整させていただきます。
- 対 象 健康で子どもが好きな町内在住の18歳以上の方(高校生不可)。※保育資格や子育て経験は問いません。
- 参 加 費 無料
- 申込締切 11月6日(金)
- 申込方法 利府町ファミリー・サポート・センター事務局に直接または電話でお申し込みください。



イベントのお手伝いやおもちゃの制作、
講習会での子どもの見守り等、
活躍しています!!



問 利府町ファミリー・サポート・センター事務局 ☎767-2195